



2021年12月14日

各 位

会 社 名 株式会社山田債権回収管理総合事務所  
代表者名 代表取締役社長 山 田 晃 久  
( J A S D A Q ・ コード 4 3 5 1 )  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 田中 光行  
電 話 0 4 5 - 3 2 5 - 3 9 3 3

### 新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書

当社は、2022年4月に予定される株式会社東京証券取引所の市場区分見直しに関して、本日スタンダード市場を選択する申請書を提出いたしました。当社は、移行基準日時点（2021年6月30日）において、当該市場の上場維持基準を充たしていないことから、下記のとおり、新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書を作成いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社の上場維持基準の適合状況及び計画期間

当社の移行基準日時点におけるスタンダード市場の上場維持基準への適合状況は、以下のとおりとなっており、流通株式時価総額については基準を充たしておりません。当社は、2026年12月期までに上場維持基準を充たすために各種取組を進めてまいります。

#### 東証から通知された上場維持基準への適合状況（一次判定結果）

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式 比率 (%)
当社の状況 (移行基準日時点)	3,002	12,383	9.5	29
上場維持基準	400	2,000	10	25
計画書に記載の事項 (上場維持基準を充たして いない項目)			○	

## 2. 上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針、課題及び取組内容

### (基本方針)

当社が上場維持基準を充たしていない「流通株式時価総額」は、「流通株式数」×「株価」で構成されており、それぞれについて次の方針といたします。

#### ・ 流通株式数について

流通株式数及びこれをもとにした流通株式比率は上場維持基準を充たしており、これを増加させるための施策は当面実施しないこととします。

#### ・ 株価について

株価の上昇に向けた諸施策を実施してまいります。その具体的な内容(① 経営成績、② サービサー事業に対する投資家等の理解の促進、③ 当社株式への投資魅力の訴求)につきましては、以下に記載いたします。

### ① 経営成績

#### (課題)

当社グループは経営成績に関し、連結業績予想を每期公表しております。

ご参考までに、公表しております2021年12月期の通期連結業績予想(2021年1月1日～2021年12月31日)につきましては、以下のとおりとなっております。

(%表示は、対前期増減率)

売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり当期純利益	
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2,821	34.6	280	—	272	—	173	—	40.71	—

経営成績について期初の業績予想を安定的に実現していくことが、当社の信頼、評価ひいては株価上昇に繋がると考えます。

経営成績は外的要因により影響を受けるため、業績予想を安定的に実現するためには、外的要因によるマイナスの影響を小さくするための取組が必要であると認識しております。

当社グループの経営成績に影響を及ぼす主要な外的要因といたしましては、次のようなものが挙げられます。

#### \* サービサー事業

- ・ 金融機関等における不良債権市場の動向
- ・ 債務者からの回収に係る経済情勢、担保不動産の市場の動向

#### \* 派遣事業

- ・ 派遣先の業況
- ・ 派遣人材の質的・量的確保に係る雇用市場の動向

#### \* 不動産ソリューション事業

- ・ 不動産市場の動向
- ・ 底地案件の動向

(取組内容)

これらの外的要因によるマイナスの影響を小さくするために、以下の取組を実施してまいります。

\* サービス事業

- ・金融機関等との関係強化（個別相談案件の開拓、再生・事業承継・事業譲渡・廃業支援等のコンサルティング機能の充実、専門家等とのネットワークの強化等）
- ・回収スキルの強化、不動産担保処理能力の強化

\* 派遣事業

- ・派遣先との関係強化
- ・人材獲得力、人材教育の強化

\* 不動産ソリューション事業

- ・関係先、情報先の多様化
- ・ソリューション能力の強化

② サービス事業に対する投資家等の理解の促進

(課題)

当社は「債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）」に基づき、法務大臣から営業許可を受けた債権回収会社（サービサー）であり、現時点ではサービサーで唯一の株式上場会社であります。

サービサーについての世間一般のイメージは、「金融機関等の不良債権を回収する会社」という水準に止まっていると当社は受け止めております。また、金融機関等の関係者、弁護士等の専門家においても、サービサーの機能・役割について正しく理解している向きは一部に止まっていると当社は受け止めております。

(取組内容)

サービサーは、「不良債権の回収」のみならず、事業再生、事業承継、廃業支援等といった分野へ活動の範囲を広げており、またポストコロナにおける中小事業者の過剰債務問題、地域金融機関の再編問題等において、サービサーの持つ機能の活用が期待されております。

当社は今後、決算説明会、当社ウェブサイト、その他の広報などを通じて、このようなサービサーの機能・役割や、当社の経営理念について投資家等の理解を広め、深めることに取り組むことで、投資家等の当社に対する理解、期待の向上を目指してまいります。

③ 当社株式への投資魅力の訴求

(課題)

株価は様々な要因により変動しますが、当社が長期的に流通株式時価総額の上場維持基準を充たし続けるためには、当社株式への投資魅力を訴求し、株価水準を上げる必要があると認識しております。

(取組内容)

当社は、現在の配当政策、株主優待制度を維持する予定であります。当社株式への投資

魅力を訴求するために今後必要に応じて配当政策の見直しや、株主優待制度の拡充を検討してまいります。

また、事業、CSR等を含む当社の様々な活動について投資家等に知っていただくことは、当社活動への賛同・共鳴を高め、当社株式への投資魅力の訴求効果が期待できるため、決算説明会、当社ウェブサイト、その他の広報などを複合的に活用して、上記②に記載いたしましたサービサーや当社の経営理念に関するIRと併せ、積極的に実施してまいります。

#### ・配当について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、業績・配当性向を総合的に勘案しながら安定的かつ継続的な配当の維持を基本方針としております。この基本方針のもと、当社は、2002年3月の株式上場以降、19期連続で株主配当を継続しております。

ご参考までに、公表しております2021年12月期の期末配当予想につきましては、当社普通株式1株につき、金10円としております。

#### ・株主優待制度について

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝し、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの株主様に中長期的に当社株式を保有していただくことを目的として、2019年10月に株主優待制度を導入し、2021年3月には、これを年2回に拡充しております。

当社の実施しております株主優待制度の内容につきましては、以下のとおりとなっております。

対象となる株主様	6月末日現在、12月末日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元（100株）以上を保有されている株主様
株主優待の内容	上記の対象株主様に対して、一律QUOカード1,000円分を贈呈いたします（年2回）
贈呈の時期	6月末日を基準日とする株主優待は9月上旬に発送、12月末日を基準日とする株主優待は毎年3月開催の当社定時株主総会終了後に送付する決議通知に同封して発送することを予定しております

なお、これらの取組が投資家等へ浸透し、当社株価に安定的に反映されるには相応の期間を要するものと思われ、中長期に対処する必要があると認識しているため、取組期間につきましては2026年12月期までとしております。

以上